

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. 貸出人（YKキャンプ横浜、以下同）は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 貸出人は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予約

第2条（予約の申込み）

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
2. 貸出人は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、貸出人の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、貸出人が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条（予約の変更）

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ貸出人の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消等）

1. 借受人は、貸出人の承諾を得て予約を取消することができます。
2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、予約が取消されたものとします。
3. 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより貸出人所定の予約取消手数料を貸出人に支払うものとし、貸出人は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4. 貸出人の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、貸出人は受領済の予約申込金を返還するものとします。
5. 事故、盗難、不返還、リコール、天災、その他の借受人若しくは貸出人のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、貸出人は受領済の予約申込金を返還するものとします。
6. インターネット予約において、貸出人からの予約確認メールが、借受人の記載したアドレスに返信できない場合、及び借受人に電話連絡が取れない場合は、貸出人は当該予約を不成立の扱いにすることができるものとします。

第5条（代替レンタカー）

1. 貸出人は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
2. 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、貸出人は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
3. 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。この場合において、貸渡しすることができない原因が貸出人の責に帰すべき事由によるときは第4条第4項に準じて取扱い、貸出人の責に帰さない事由によるときは、第4条第5項に準じて取扱うものとします。

第6条（予約業務の代行）

1. 借受人は、貸出人に代わって予約業務を取扱う旅行代理店・提携会社等（以下「代行業者」という）において予約の申込をすることができます。
2. 前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に対してするものとします。

第7条（免責）

貸出人及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定

める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第3章 貸渡

第8条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、貸出人はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は貸出人に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3. 貸出人は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達（※1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）および第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類および運転免許証（※2）の番号を記載しまたは運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人または借受人の指定する運転者（以下「運転者」という）の運転免許証の提示を求め、貸出人が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、貸出人が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、貸出人が求めた場合はその写しを提出するものとします。

※1 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）の2.（10）（11）をいいます。

※2 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証または外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4. 貸出人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。

5. 貸出人は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

6. 貸出人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。（1）貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。（2）酒気を帯びていると認められるとき。（3）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。（4）チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。（5）暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出人は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。（1）予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。（2）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。

（3）過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。（4）過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる事実があったとき。（5）過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。（6）その他貸出人が不適当と認めたとき。3. 前2項の場合、貸出人と借受人との間に既に予約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取扱い、借受人は第4条第3項に準じて予約取消手数料を支払うものとし、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、借受人が貸出人に貸渡料金を支払い、貸出人が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。2. 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条（貸渡料金）

1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、貸出人はそれぞれの額又は計算根拠等を料金表に明示します。（1）基本料金（2）特別装備料（3）燃料代（4）その他の料金。2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、貸出人が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。3. 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

第12条（借受条件の変更）

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ貸出人の承諾を受けなければならないものとします。2. 貸出人は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条（点検整備及び確認）

1. 貸出人は、道路運送車両法第48条〔定期点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。 2. 貸出人は、道路運送車両法第47条の2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。 3. 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。 4. 貸出人は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第14条（貸渡証の交付、携帯等）

1. 貸出人は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。 2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。 3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を貸出人に通知するものとします。 4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を貸出人に返還するものとします。

第4章 使用

第15条（管理責任）

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから貸出人に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務を持ってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。（1）貸出人の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。（2）レンタカーを所定の用途以外に使用し、又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び貸出人の承諾を得た者以外の者に運転させること。（3）レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等貸出人の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。（4）レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。（5）貸出人の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること（6）法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。（7）貸出人の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。（8）貸出人の承諾を受けることなく、レンタカーに装着されているカーナビ、オーディオ及びその他装備品を取り外し、車外に持ち出すこと。又車載工具、車載部品等を当該レンタカー以外に用いること。（9）貸出人の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること。（10）レンタカーを日本国外に持ち出すこと。（11）その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第18条（違法駐車の場合の措置等）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。

2. 貸出人は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は貸出人の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、貸出人は、レンタカーが警察により移動された場合には、貸出人の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3. 貸出人は、前項の指示を行った後、貸出人の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、貸出人は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の貸出人所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4. 貸出人は、貸出人が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

5. 貸出人が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索及びレンタカーの引き取りに要した費用等を負担した場合には、借受人又は運転者は貸出人に対して

放置違反金相当額及び貸出人が負担した費用について賠償する責任を負うものとし、この場合、借受人又は運転者は、貸出人に対して、貸出人の指定する期日までにこれらの金額を支払うものとし、なお、借受人又は運転者が 放置違反金相当額を貸出人に支払った場合において、罰金又は反則金を納付したことにより貸出人が放置違反金の還付を受けたときは、貸出人は受け取った放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。

6. 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の貸出人の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の貸出人の求めに応じないときは、貸出人は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、貸出人が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとし、

第5章 返還

第19条（返還責任）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において貸出人に返還するものとし、2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、貸出人に与えた一切の損害を賠償するものとし、3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、貸出人に生ずる損害について責を負わないものとし、この場合、借受人又は運転者は直ちに貸出人に連絡し、貸出人の指示に従うものとし、

第20条（返還時の確認等）

1. 借受人又は運転者は、貸出人立会いのもとにレンタカーを返還するものとし、この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとし、2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、貸出人は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとし、3. 借受人は、未精算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までその精算を完了しなければならないものとし、

第21条（借受期間変更時の貸渡料金）

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとし、

第22条（返還場所等）

1. 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとし、2. 借受人又は運転者は、第12条第1項による貸出人の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所変更違約料として回送費用の2倍額を支払うものとし、

第23条（不返還となった場合の措置）

1. 貸出人は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、貸出人の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続のほか、関連各所へ乗り逃げ被害報告をする等の措置をとるものとし、2. 貸出人は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとし、3. 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより貸出人に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとし、なお、この場合、貸出人はレンタカー内の遺留品について責を負わないものとし、

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第24条（故障発見時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、貸出人に連絡するとともに、貸出人の指示に従うものとし、

第25条（事故発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとし、（1）直ちに事故の状況等を貸出人に報告し、貸出人に指示に従うこと。（2）前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、貸出人が認めた場合を除き、貸出人又は貸出人の指定する工場で行うこと。（3）事故に関し貸出人及び貸出人が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類などを遅滞なく提出すること。（4）事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ貸出人の承諾を受けること。2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとし、3. 貸出人は、借受人又は運転者のため事故の処

理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。（1）直ちに最寄りの警察に通報すること。（2）直ちに被害状況等を貸出人に報告し、貸出人の指示に従うこと。（3）盗難、その他の被害に関し貸出人及び貸出人が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第27条（使用不能による貸渡契約の終了）

使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、貸出人は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。3. 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は貸出人から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、貸出人は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、貸出人が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。5. 故障等が借受人、運転者及び貸出人のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、貸出人は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。6. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について貸出人に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第28条（賠償及び営業補償）

1. 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は貸出人に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、貸出人の責に帰すべき事由による場合を除きます。2. 前項の貸出人の損害のうち、事故、盗難、借受人または運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損、臭気等により貸出人がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるノンオペレーションチャージによるものとし、借受人または運転者は直ちにこれを支払うものとします。

第29条（保険及び保障）

1. 借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、貸出人がレンタカーについて締結した損害保険契約及び貸出人の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。（1）対人補償 ・1名につき無制限（2）対物補償 ・1事故につき無制限（免責金額なし）（3）車両補償 ・1事故につき時価額（免責金額10万円）（4）人身傷害補償 ・1名につき5,000万円まで（5）特約について ・ロードサービス付帯（条件は保険会社規定に準じます）2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。3. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。4. 貸出人が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに貸出人の支払額を貸出人に弁済するものとします。5. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び貸出人の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含みます。

第8章 貸渡契約の解除

第30条（貸渡契約の解除）

貸出人は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、貸出人は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第31条（同意解約）

1. 借受人は、使用中であっても、貸出人の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、貸出人は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。2. 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を貸出人に支払うものとします。解約手数料＝{(貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)}×50%

第9章 個人情報

第32条（個人情報の利用目的）

1. 貸出人が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。

(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の貸出人が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内するため。

(3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。

(4) 貸出人の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(5) 個人情報を経営的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条（個人情報の登録及び利用の同意）

借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。（1）貸出人が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合（2）貸出人に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合（3）第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雑則

第34条（相殺）

貸出人は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の貸出人に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第35条（遅延損害金）

借受人又は運転者及び貸出人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、貸出人に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第36条（代理貸渡事業者）

貸出人に代わって他の事業者がレンタカーの貸渡を行なう場合（当該事業者を「代理貸渡事業者」という）には、約款中の「貸出人」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとします。ただし、レンタカーの故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は、代理貸渡事業者とする。

第37条（細則）

1. 貸出人は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。2. 貸出人は、別に細則を定めたときは、貸出人の営業店舗に掲示するとともに、貸出人の発行するパンフレット、ホームページにこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第38条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず貸出人の本店所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則 本約款は、令和5年4月1日から施行します。